

令和4年4月27日

保護者 様

加古川市教育委員会

新型コロナウイルス感染症対策に係る兵庫県対処方針変更に伴う対応について

このたび、新型コロナウイルス感染症対策に係る兵庫県対処方針が改訂されました。つきましては、4月27日からの対応を以下のとおり変更します。なお、今後の感染状況により変更される場合があることを申し添えます。

記

1 学校生活における感染症対策

(1) 3密の防止

- ・児童生徒の間隔を、学級内で最大限の間隔を取るよう配席します
- ・基本的には常時マスク（可能な限り不織布マスク）を着用します。ただし、体育科の授業や登下校時には熱中症対策としてマスクを着用しません。また、気温・湿度や暑さ指数が高い日及び本人が息苦しさをを感じる場合は、十分な身体的距離の確保や会話をしない等の感染防止対策をとったうえで、未着用も可（交通機関利用時を除く）とします

(2) 検温及び出欠

- ・家庭での毎朝の検温及び体調管理の徹底をお願いします
- ・本人に発熱、咳、だるさなど風邪症状（ワクチン接種後を含む）がある場合は「出席停止」となりますので、自宅での休養を徹底してください。なお、登校再開は症状が改善した翌日からとします
- ・児童生徒の同居家族に発熱等の症状がある場合（ワクチン接種後を含む）や濃厚接触者と同居している場合、行政検査の対象者と同居している場合等については、特段登校を控えることを求めません

2 教育活動

- ・県外での活動は、受け入れ先の感染状況、受け入れ先の意向、参加人数、移動方法などを十分確認のうえ実施します
- ・校外から多人数を呼び込むような校内行事を実施する場合には、マスク着用、消毒など感染防止対策の徹底を呼びかけるとともに、1回あたりの参加人数の制限や座席の間隔を広く取るなどの対応を徹底します

3 部活動

(1) 十分な感染防止対策を実施したうえで実施します

- ・部室等でのマスクを外した談話や複数での飲食は控えるなど、十分な感染防止対策を実施する

(2) 県外での活動及び合宿は、実施地域の感染状況や都道府県等の対応、受入先の意向、参加人数、移動方法、活動中に感染者が確認された場合の対応など十分確認の上、感染症対策を徹底して実施します。なお、宿泊を伴う場合は、感染防止対策が確認される宿泊施設に限定します（学校は不可）

(3) 生徒及び教職員以外の関係者が教育活動に参加する場合の感染防止対策を徹底します

(4) 「いきいき運動部活動」、「文化部活動の在り方に関する方針」に基づき、平日4日2時間程度、土日いずれか1日3時間程度とします

(5) 部内で感染者が発症した場合（部員同士、顧問と部員等）は、1日は部活動を休止し、感染対策を確認します

4 その他

- ・感染の不安・心配がある場合は、欠席とはなりませんので、学校に連絡をお願いします